

平成 29 年 5 月 26 日

「事例式 表示登記申請マニュアル」・「Q & A 表示登記実務マニュアル」
のご案内について

このたび、日本土地家屋調査士会連合会が推薦する標記図書をご案内いたします。
購入をご希望の方は、下記要領にてお申し込みください。

記

1. 図 書 名
 - ・事例式 表示登記申請マニュアル
 - ・Q & A 表示登記実務マニュアル

(今後発行される追録(代金別途)を含めた購入となります。)
2. 体 裁
 - ・事例式 表示登記申請マニュアル
(加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,180頁)
 - ・Q & A 表示登記実務マニュアル
(加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,806頁)
3. 価 格
 - ・事例式 表示登記申請マニュアル 11,000円(税込・送料無料)
(定価12,223円のところ1,223円引き)
 - ・Q & A 表示登記実務マニュアル 10,692円(税込・送料無料)
(定価11,880円のところ1,188円引き)

※内容補正のために発行される追録には別途料金がかかります。
4. 申 込 方 法
 - 別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、新日本法規出版(株)へFAXしてください。
 - FAX 03-3235-7369

※当該申込をもって、追録(有料)の購入申し込みを兼ねます。
5. 支 払 方 法
 - 納本時に、同封されている請求書により、郵便局または主要コンビニエンスストア及び料金収納端末設置店にてお支払ください。

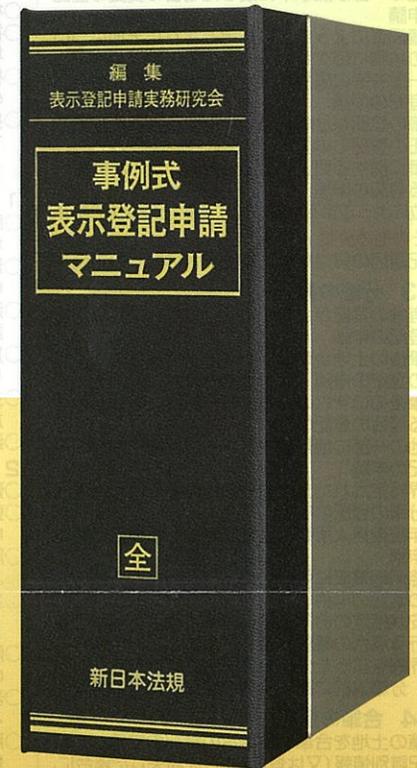
登記官・土地家屋調査士必携！

事例式

表示登記申請マニュアル

表示登記申請手続の決定版！！

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会
編集 表示登記申請実務研究会
 代表 新井克美
 (元横浜地方法務局長・元公証人)



- ◆一般的な事例から特殊・難解な事例まで、数多くの事例を掲載しています。
- ◆実際の事例を基に申請手続のポイントを丁寧に解説しています。
- ◆全事例について、申請書、記載上のポイント、登記記録例を掲載しています。
- ◆法務局職員、実務経験豊富な土地家屋調査士の執筆による確かな内容です。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,180頁
 本体価格 11,318円＋税 送料実費

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(B5判縮小)

第2章 建物の表示に関する登記 第1 建物の表題登記

ずる(民909本文)。そうすると、「建物を新築した者」の登記申請義務は、相続開始とともに、当然に、相続人が承継することになる。したがって、本事例の場合、「建物の新築をした所有者」の相続人は、被相続人(建物の新築をした所有者)名義で、建物の表題登記を申請することができる(鎌田薫ほか編「新基本法コメント不動産登記法」125頁(日本評論社、2010))。

なお、本事例の場合、遺産分割協議の結果、当該未登記建物を相続した相続人は、「表題登記のない建物の所有権を取得した者」として、直接、相続人名義で登記を申請することができるというまでもない。

2 申請人

「建物を新築した者」の一般承継人から被相続人(建物の新築をした所有者)名義である建物の表題登記の申請人は、当該一般承継人である。共同相続の場合は、共同相続人全員が申請人となるが、保存行為(民252ただし書)として、共同相続人の1人から申請することもできる。

3 申請情報

申請情報(不登18柱書)には、被相続人の氏名(氏名には「亡」を冠記)及び住所(最後の住所)を記載するとともに、相続人の氏名(氏名には「相続人」を冠記)及び住申請する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所(代、その代表者の氏名及び会社法人等番号)を記載するほか、及びその日付、建物の表示を記載する(不登令3一三・五・六・目的としては、「建物表題登記」のように記載し、登記原因及び建物が新築された日である。

事例が建物の表題登記の申請であることから、建物図面、各
 事例を証する情報及び住所を証する市町村長、登記官その

第2章 建物の表示に関する登記 第1 建物の表題登記

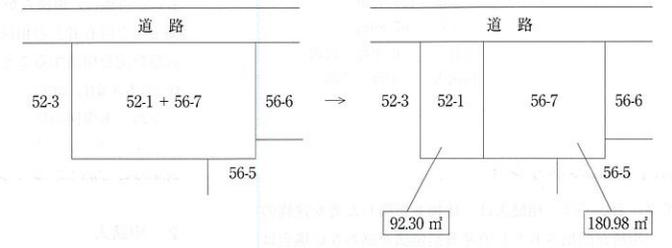
登記記録例

表題部(主である建物の表示)	調製	塗白	不動産番号	1234567890123
所在図番号	塗白			
所在	〇市〇町〇丁目123番地		塗白	
家屋番号	123番		塗白	
①種類	②構造	③床面積 _{m²}	原因及びその日付〔登記の日付〕	

■地籍調査によって筆界未定とされた土地についての地積に関する更正の登記の申請

事 例

以下のように、地籍調査において筆界未定とされた56番7の土地（甲野乙郎所有、宅地、登記記録上187.43m²）と52番1の土地（乙村次郎所有、宅地、登記記録上90.78m²）について、今般、筆界が確認された場合における56番7の土地の地積に関する更正の登記の手続はどのようにするのか。



登記手続上のポイント

本事例においては、地籍調査によって筆界未定とされた土地について、地積に関する更正の登記を申請する場合には、地図訂正の申出を併せて申請する必要がある。

解 説

1 地籍調査における筆界未定地
登記所に送付された地籍図は、不動産登記法14条1項の地図として登記所に備え付が、その際、地籍調査における一筆地調査（地籍調査所有者間において筆界に争いがあり、又は立会いが、これらの土地の筆界については確認が得られない理することとなる（地籍調査作業規程準則30④）。なお、

の代表者の氏名及び会社法人等番号)を記載する(不登令3一・二・7①一イ)。なお、が代理人を通して申請をしない、いわゆる本人申請をする場合には、書面申請であれば、不動産登記規則47条の規定による場合を除き、記名押印をし(不登令16①)、電子あるときは、電子署名を行わなければならない(不登令12①)。
③ 登記原因及びその日付としては、地積の更正の登記原因として「③錯誤」と記載
④ 地積に関する更正の登記にあっては、登録免許税が課せられていないため、登録額を申請情報に記載することは要しない。

添付情報

① 地積測量図
申請に係る土地に関する地積測量図を添付しなければならない(不登令別表6

○地上権を敷地権とする区分建物が滅失した場合の登記の申請

第4章 地図訂正等

- 筆界線が旧図に存在するが、地図には示されていない場合の手続
- 隣地所有者との敷地地番が公図上入れ替わっている場合の手続
- 建物表題登記後、建物図面に誤りが見つかりそれを訂正する場合の手続
- 地積測量図の申請人の名前が間違っている場合の手続

第5章 筆界特定

- 地籍調査において、筆界未定となった土地の筆界特定の申請
- 所有者不明の土地との筆界特定の申請

附 録

- 不動産登記事務取扱手続準則
- 不動産登記法の施行に伴う登記事務の取扱いについて
- 不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて
- 不動産登記令の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて
- 不動産登記記録例の改正について

事項索引

先判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

記載上のポイント(1)

○地積に関する更正の登記

登 記 申 請 書

登記の目的 土地地積更正登記■

添付情報 地積測量図 代理権限証明情報 調査報告書

平成〇年〇月〇日申請 ○○(地方)法務局○○支局(出張所)

申 請 人 ○市○町○丁目○番○号
甲野 乙郎■

代 理 人 ○市○町○丁目○番○号
土地家屋調査士 調査 士郎 ■
連絡先の電話番号○○〇-○○〇-○○〇〇

第6 表題部の登記事項の抹消の登記
○河川区域内の土地の全部が流水部分となった場合の登記の申請
○土地が重複して登記されている場合の登記の申請

第2章 建物の表示に関する登記

第1 建物の表題登記

- 二筆以上の地番にまたがって建物が建築された場合の登記の申請
- 既登記の建物が数回にわたり増・改築工事をした結果、既登記と別の建物となった場合の登記の申請
- 既登記の事務所棟と未登記の研究所棟を通路部分で連絡した場合の登記の申請
- 吹き抜けがある建物の表題登記の申請
- ロフト部分や屋根裏部屋がある建物を登記する場合の申請
- 屋根が一体である居宅と他の建物を登記する場合の申請
- 一部未完成の建物を登記する場合の申請
- 介護サービス付高齢者向け住宅の表題登記をする場合の申請
- 建物新築工事の先取特権の保存の登記をした建物が完成した場合の登記の申請
- 仮換地上に建物を新築した場合の登記の申請
- 建築確認書の所有者の住所が住民票と異なる場合の登記の申請
- 相続人名義で建物の表題登記をする場合の申請
- 被相続人名義で未登記の建物の表題登記をする場合の申請
- 権利能力を有しない団体が建物を登記する場合の申請
- 抵当権者が所有者に代位して建物の表題登記をする場合の申請

第2 建物の表題部の変更・更正の登記

- 1 建物の種類、構造、床面積の変更・更正の場合
○既登記建物の事務所に大規模な建物を増築した場合の登記の申請
- 建物の構成材料(構造)を変更する場合の登記の申請
- 建物の一部を取り壊した上で増築した場合の登記の申請
- 賃借人が建物の所有者の承諾を得て建物を増築した場合の登記の申請
- 主である建物を新築した後に附属建物を新築した場合の登記の申請
- 建物の構造の変更及び床面積の更正の登記の申請

2 その他の変更・更正の場合

- 建物のえい行移転をした場合の登記の申請
- 敷地の分筆により地番が変更した場合の登記の申請
- 附属建物のある主である建物が滅失したことによる変更登記の申請
- 登記原因の日付を更正する場合の登記の申請

第3 建物の合体の登記

- 附属建物を主である建物に合体する場合の登記の申請
- 表題部の登記のないA建物と表題部の登記のあるB建物を合体する場合の登記の申請
- 所有権の登記のある建物同士を合体する場合の登記の申請
- 所有権の登記のある建物と所有権の登記のない建物を合体する場合の登記の申請
- 表題部の登記がない建物同士を合体する場合の登記の申請

- 表題部の登記のみの区分建物(所有権の登記がない)を表題部の登記のみの他の一棟の建物の附属建物とする場合の登記の申請
- 表題部の登記のみのA建物の附属建物を表題部の登記のみのB建物の附属建物とする場合の登記の申請

第5 建物の分割の登記

- 主である建物の附属建物を分割する場合の登記の申請
- 三棟の附属建物のうち、二棟を分割してB建物、C建物とする場合の登記の申請
- 抵当権の登記のある建物の附属建物を分割する場合の登記の申請

第6 建物の分棟の登記

- 建物を分棟して主である建物と附属建物とする場合の登記の申請
- 建物を分棟・分割して2個の建物とする場合で、一部取壊しを伴う場合の登記の申請

第7 建物の滅失等

- 建物を取り壊した場合の表題部の登記事項の抹消
- 誤って実在していない建物が登記されている場合の登記の抹消

第3章 区分建物の表示に関する登記

第1 区分建物の表題登記

- 建物が所在する土地(法定敷地)に登記された権利が建物と一体化している場合の登記の申請
- 建物が所在する土地(法定敷地)に登記された権利が建物と一体化していない場合の登記の申請
- 区分した専有部分の一部を単独所有する場合の登記の申請
- 別棟である附属の建物(普通建物)を規約により共用部分とする場合の登記の申請
- 建物が所在する土地(法定敷地)以外に規約敷地が存する場合の登記の申請
- 父親所有の平家建に子が区分適格を有する増築をした場合の登記の申請
- 未登記のB所有の建物に接続してAが2階建の建物を建築し、同時にBが2階部分を増築した場合の登記の申請

第2 区分建物の表題部の変更・更正の登記

- ベランダ部分を部屋として使用するため増築した場合の登記の申請
- A所有の区分建物の附属として使用している未登記の建物をB所有の区分建物の附属建物とする場合の登記の申請

第3 区分・分割・合併の登記

- 専有部分と専有部分とを合併(主・附の関係)する場合の登記の申請

第4 区分建物の合体の登記

- 長屋式の区分建物の障壁を除去したことにより、区分建物が非区分建物になった場合の登記の申請
- 乙所有の専有部分の一部を甲に所有権移転した後、甲が障壁を除去する工事を行った場合の登記の申請

第5 敷地権に関する登記

- 敷地権を抹消する場合の登記の申請
- 区分建物の敷地権(賃借権)の登記がある土地を分筆する場合の登記の申請

第6 共用部分、団地共用部分に関する登記

- 別棟である附属の建物(普通建物)について共用

組見本
B5判縮小)

本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第4章 筆界と境界、筆界特定とADR 第1 境界

2 発生原因別による特徴

(1) 公図作成時からの問題

①に関しては、明治時代初期の地租改正に伴う地券・土地台帳附属地図（更正図等）の作成が、地租徴収のための基礎資料とするために特別な知識のない土地所有者によって作られ、そのまま公図として昭和35年の不動産正・土地台帳法の廃止によって引き継がれました。公図の性格が台帳登録租徴収のための基礎資料から権利の客体を公示する資料に変わったにもかかわらず、公図の精度の検証がなされないまま、あるいは、不動産登記法が予定の作成がなされなかったにもかかわらず、地図があるとの前提で表示の登一人歩きしたことが原因として挙げられます。

(2) 放置による未登記

②に関しては、一般的に筆界と所有権境界を区別して考えられてはいるが、関係者の合意により境界を変えても、その結果を登記に反映しないまま経過し、筆界が不明になったまま図上分筆等の処分が繰り返され、現地と齟齬することになった場合も少なくありません。

(3) 分譲時の誤り

③の場合、里道を挟んで字甲の側に七筆と字乙の側に五筆計20,000㎡を分譲したときに、字甲の側はいずれも登記面積より実測面積が大きくなり、設計し、端から道路と宅地を40筆以上

第5章 建物表題登記 第2 区分建物

○スケルトン・インフィル分譲住宅とは

Q スケルトン・インフィル分譲住宅の登記が可能になりましたが、それは何ですか。民間にも適用されるのか。

A 建物として登記するための要件を満たし、しかも区分部分として登記するためには、各専有部分のインフィル工事を明らかにさせる程度の内装工事も未了であっては不可能ですが、建築確認からスケルトン・インフィル工事として工事完了検査を完了していれば、登記を認めることとしたものです。

解説

近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容！

Q&A

表示登記実務マニュアル

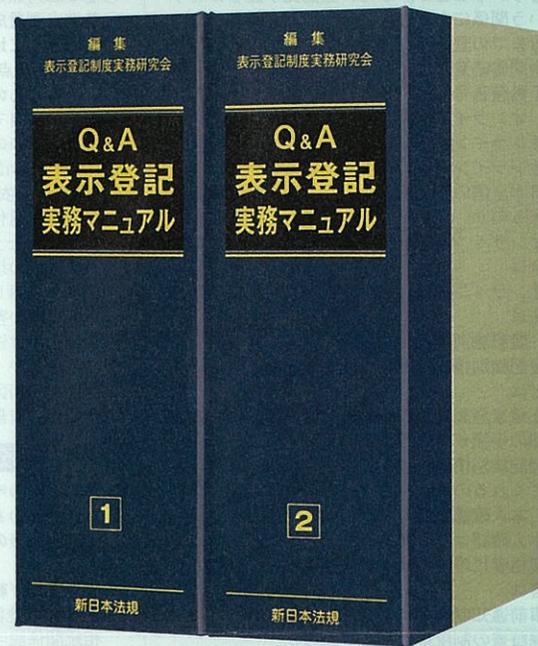
すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭（日本土地家屋調査士会連合会顧問）

関係者待望の本格的な実務書！

- 実際の相談事例をもとに実務上起こりやすい諸問題について、図面・書式例を掲げながら、Q&A形式により詳しく、わかりやすく解説しています。
- オンライン申請手続、地図整備、筆界特定制度、ADRなど、変革期にある不動産の表示登記制度をめぐる今日的な問題を数多く取り上げています。



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁1,806頁
 本体価格11,000円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）

☎ 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
 （土・日・祝日を除く）

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

- 土地の表題登記とは何か
- 土地の地番を新たに付す方法は
- 不動産登記事務取扱手続準則67条1項7号の特別な事情に申請人の意向が含まれるか
- 一括譲与財産とはどんなものか
- 譲与残財産とは何か
- 使っている土地の一部が公共用地であったら
- 里道・水路・海浜とは何か など

第2 土地地目変更登記

- 宅地の認定基準とは
- 雑種地とは
- 地目の併記ができない理由は
- 中間地目とは何か
- 土地の一部を造成した場合の手続は
- 公衆用道路を私道に直せるか など

第3 土地境界調査・測量

- 隣接共有者の1人が境界について承諾しない場合は
- 世界座標とは
- 公差とは
- 地積測量図の記録事項は
- 地積測量図は誰が作成するのか
- 基本三角点等とは何か
- 基準点測量成果の公表が停止された地域ではどのように地積測量図を作成すればよいのか
- 「基本三角点等」とは、国家三角点の他にどのようなものが考えられるか
- 法務局独自で設置した基準点は
- 登記基準点の認定とは
- 100坪は何㎡か。330㎡でよいか
- 「測量」を依頼するのはいつがよいか
- 隣地の測量代金も支払う必要があるか
- 少し離れた土地の測量のためと言いながら、私の土地の境も掘り返していたが必要なのか
- 測量を依頼したら、現地に半日くらいで2回しか来ない割に代金が高いのはどうしてか
- 測量図の寸法が確保できて面積が少ないことはあるのか
- 都市再生街区基本調査と地図に準ずる図面の関連性の有無 など

第4 土地分筆登記

- 分筆登記の申請資格とは
- 信託登記のある土地の分筆の申請人は
- 分筆登記後の地番に支号を付さないことの可否は
- 相続登記が終わっていない場合、相続人全員から分筆登記が申請できるか。できる場合、相続関係説明図を添付することにより、相続証明書原本還付できるか。合筆登記についてはどうか
- 分筆登記はどうか
- 分筆杭はどのように設置するか
- 分筆できる最小単位は
- 分筆登記における残地求積と全地求積とは
- 分筆登記において、全筆求積になった背景は
- 筆界未定地は分筆登記できるか
- 土地区画整理中の土地の分筆登記は可能か
- 分筆登記申請における「特別な事情」とは
- 和解調書を付付図面として分筆登記するのと

- 筆界につき承諾を要する所有者の範囲とは

第6 土地合筆登記

- 2番1と2番2の合筆登記で、合筆後の地番を2番にできるか
- 合筆の禁止要件は
- 合筆可否の現地調査は必要か
- 合筆の登記と分筆の登記を同一申請できるか
- 合筆の登記と地積更正の登記を同一申請ですることができるか

第7 土地滅失登記

- 土地が河川や海中に水没した場合はどうなるのか

第8 地図訂正・地積測量図の訂正

- 分筆登記の添付図面を誤ったとき、新しい図面に訂正できるか
- 分筆登記が間違っていることが判明した場合、どうすればよいのか など

第9 添付書類

- 書面申請において、地積測量図は永久保存か
- 書面申請における図面用紙の材質は
- 書面申請において、地積測量図の申請人の押印は必須要件か

第10 申請人・所有者

- 大字持ちの山とは誰のものか

第3章 登記所地図

第1 公図

- 公図とは
- 公図を調べるときどうしたらよいか
- 公図と地図の違いは何か

第2 地図・電子地図

- 地図は正しいと考えるべきか
- 地図混乱地域とは
- 今までの地図は閲覧できるのか、また閲覧方法は変わるのか
- 閉鎖された地図等の閲覧
- 電子地図とは何か など

第3 地図訂正等

- 法改正によって地図訂正の取扱いが変わったのか
- 地図訂正の申出はオンラインでできるか
- 現地確認不能地とは
- 地図等の写しの交付請求は
- 地図訂正行為は取消訴訟の対象となるか

第4 その他

- 地図の指定解除はできないか
- 地図訂正に際して公差内であることの証明が必要か
- 地図作成総括責任者とは

第4章 筆界と境界、筆界特定とADR

- 境界立会いの目的と効果は
- 隣地の境界承諾はなぜ必要か
- 隣地の承諾を得られない場合はどうしたらよいのか
- 隣地所有者が境界標の設置に協力してくれないときはどうすればよいか
- 隣地が共有地である場合には共有者全員の立会いが必要か
- 土地賃借人は筆界確認において立会いすることはできるか
- 隣地登記名義人と所有者が異なっている場合の境界立会当事者とは（立会いの当事者適格とは）
- 隣地承諾がなければ登記はできないのか
- 所有権境界の許諾と筆界が相違した場合の処理は
- 時効取得と背信的悪意者
- 境界確認書に記入すべき事項は
- 境界に構造物を設置する際、注意すべきことは（構造物は単独で設置する場合は）
- 公共用地との境界確定協議とは
- 一般的な道路境界の立会いはどうするか
- 隣接者の押印後の境界確定協議図面の求積の訂正は可能か など
- 書面申請において、地積測量図の申請人の押印は必須要件か
- 境界の維持管理はどのようにすべきか
- 周囲の人を納得させ得る境界管理方法はあるか
- 境界不明の土地に建物の登記は可能か
- 境界標にはどんな種類があるか
- 境界木とは何か

第2 筆界特定制度

- 筆界特定制度とは
- 筆界特定制度の流れは
- 筆界特定登記官とは
- 筆界特定手続において、筆界特定登記官・筆界調査委員として考慮すべき要素とは
- 筆界調査委員とは
- 筆界特定申請はどうすればよいか
- 筆界特定の申請手数料は
- 筆界特定に関する費用は安くならないのか
- 筆界特定申請の代理人には誰がなれるのか
- 筆界特定申請の代理人が死亡した場合に復代理人の代理権はどうなるのか
- 相続財産管理人又は不在者財産管理人は、自らが申請人となって筆界特定申請ができるか
- 筆界特定申請に要する費用は誰の負担か
- 筆界特定には、申請から完了まで要する期間はどの程度か
- 筆界特定を申請するためには、あらかじめ測量をすることが必要か
- 測量図を添付したのに法務局でも測量し直すのか
- 公図に地番のない土地を相手に筆界特定申請できるか
- 国又は自治体が筆界特定申請できるか
- 国有地の筆界特定の申請を国ではなく都道府県がすることはできるか
- 東日本大震災復興特別区域法による筆界特定の特例とはどのようなものか など

第5章 建物表題登記

第1 普通建物

- 建物の要件及び表題登記
 - 建物と認定し得る要件とは
 - 建物の種類にはどのようなものがあるか
 - 建物の構造はどのように決めるか
 - 違法建物は登記できてしまうのか
 - 工事中でも建物として登記することができるか
 - カスケードガレージを登記するための工事の基準は
 - 新しい建物の工事が完了したときの登記はどうするか
 - 新しい建物の所有権は誰に帰属するか
 - 建物の新築年月日とはいつか
 - 新築年月日の更正登記は受け付けられるか
 - 母屋の裏に勉強部屋を建てたときの登記はどうするか
 - 平屋の建物の真上に柱を共有しない平屋の建物が建った場合の処理は
 - 工場・作業場の同一敷地内に事務所を新設したときの登記はどうするか
 - 主たる建物の面積の30倍の面積の附属建物が十棟もあってよいのか
 - 祖父の時代に新築し、未登記のまま祖父・祖母・父母共に死亡した場合の表題登記の仕方は
 - アパートの一部が大家の住まいである場合の種類は居宅・共同住宅でよいのか など
- 表示変更登記
 - 2階の増築をし、種類を変更したときの登記はどうするか
 - 主たる建物のみを取り壊したときの附属建物の取扱いは
 - 附属建物の分割登記は可能か
 - 父親名義の建物に長男が増築したときの登記はどうするか
 - 父親名義の建物の離れ家を次男の離れ家にできないか
 - 土地が分筆されたら建物の所在は自動的に変更にならないのか
 - 建物の1室のみ残して取り壊し、残りの大部分を新築した場合の登記の取扱いは など
- 所有権証明書
 - 所有権証明書とは
 - 所有権証明書になるのはどういうものか
 - 所有権証明書として工事完了引渡証明書を添付する場合に作成者の印鑑証明書は必要か
 - 確認通知書・登記簿・固定資産評価証明書の面積にかなりの違いがあるのはどうしてか
- 滅失登記
 - 家を取り壊したときは登記手続が必要なのか
 - 建物滅失登記の申請人は誰か
 - 改築工事と滅失登記 など
 - 更正（回復）登記
 - 数棟ある建物の一棟を取り壊したが、滅失登記を誤ったときに回復登記はできるのか
 - 現実には他人の建物が自分の土地に登記されている場合は
- その他
 - 居宅は附属建物として認められるか
 - 筆界未定地に建てた建物の所在地番と建物図

- 区分建物となりうるためにはどのような要件を備えていなければならないか
- 構造上の独立性を有していると認められるのはどのような場合か
- 構造上の独立性を有していないとされるのはどのような場合か
- 利用上の独立性を有していると認められるのはどのような場合か
- 利用上の独立性を有していないとされるのはどのような場合か
- 2 共用部分
 - 共用部分とは
 - 一部共用部分とは
 - 規約共用部分とは など
- 3 敷地利用権
 - 建物が所在する土地と建物の敷地とはどのような違いがあるか
 - 敷地権、敷地の種類とは
 - 敷地権の対象となる権利とは
 - 敷地権の割合とは など
- 4 規約
 - マンションを新築したときに作成する規約とはどのようなものか
 - 公正証書による規約を作成することができるのはどんなときか
 - 分譲業者が区分所有建物を順次建築して分譲する場合にどのような規約にすればよいのか
 - 規約で禁止された行為に対して差止請求ができるか
- 5 登記
 - 登記簿の面積と固定資産評価証明書等と面積が違うのはなぜか
 - 木造の居宅を二世帯に区分登記できるか
 - 等価交換方式による区分建物の登記申請はどのようにしたらよいのか
 - 2個の区分建物を1個の区分建物として登記することができるのか など

第6章 区画整理・都市再開発

第1 区画整理

- 区画整理の仕組み
 - 従前地・換地・仮換地・保留地・底地とは
 - 基準地積とは
 - 施行地区界の境界とは
- 施行者の登記
 - 施行地区界の分筆登記とは
 - 換地処分とは
 - 換地処分の登記とは
- 地権者の登記
 - 区画整理地内の土地は分筆できるのか
 - 区画整理地内の建物の所在や地番はどのような登記の記載になるか
 - 区画整理地内の地目変更登記は可能か
 - 区画整理地内の仮換地上の区分建物の敷地権の登記は など

第2 都市再開発

- 市街地再開発事業とは
- 第1種再開発事業と第2種再開発事業との違いは
- 権利変換手続とは
- 市街地再開発に係る手続、完了手続はどのようにするか
- 市街地再開発の登記と完了手続はどんなものか